

八戸市簡易型一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する八戸市制限付き一般競争入札試行要領（平成6年9月1日実施）の対象工事以外の建設工事について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「簡易型一般競争入札」という。）を試行することとし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 簡易型一般競争入札に付することができる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額が9百万円以上5億円未満の土木工事、電気工事又は管工事
- (2) 設計金額が1千8百万円以上5億円未満の建築工事
- (3) 設計金額が1千万円以上5億円未満の舗装工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 対象工事の選定は、八戸市入札制度等検討委員会の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前条第2項の規定は、前項の規定による入札参加形態の決定について準用する。

(入札参加資格の要件)

第4条 簡易型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 八戸市建設業者等指名停止要領（平成4年4月1日実施）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 土木工事、建築工事、電気工事及び管工事については、対象工事ごとに定める八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）第3条の規定に基づく等級にそれぞれ格付されていることとし、その他の工事については、同条の規定に基づき当該工事の入札参加資格が認定され、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が対象工事ごとに定める基準を満たしていること。
- (5) 対象工事ごとに定める区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有して

いること。

(6) 会社更生法（昭和27年法律第 172号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第 225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。

(8) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者

2 第2条第2項の規定は、前項第4号、第5号及び第8号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

（公告）

第5条 市長は、当該対象工事を簡易型一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも18日前までに令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 入札後において予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めた場合に落札決定する入札方法（以下「事後審査方式」という。）による入札を行う場合における前項の規定の適用については、前項中「18日前」とあるのは、「15日前」と読み替えるものとする。

（入札参加申請）

第6条 簡易型一般競争入札に参加しようとする者は、八戸市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類で市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

(2) 配置予定技術者調書（別記第2号様式）

(3) 施工実績調書（別記第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあつては、八戸市簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（別記第4号様式）を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認めた者に対して、八戸市簡易型一般競争入札参加資格確認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により簡易型一般競争入札に参加できるとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げる者のほか簡易型一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(設計図書)

第9条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。

(質問及び回答)

第10条 設計図書に関して質問がある者は、質問書を提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答期限日までに回答するものとする。

(事業協同組合の取扱い)

第11条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合が簡易型一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

(入札の執行)

第12条 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。ただし、当該入札の対象工事が八戸市予定価格事前公表の試行に関する要領(平成13年10月1日実施。以下、「予定価格事前公表試行要領」という。)の規定に基づき予定価格を事前公表するものである場合の執行回数は、1回とする。

- 2 前項ただし書に定めるところにより入札を執行する場合、入札に参加する者は、予定価格事前公表試行要領第5条の規定にかかわらず、入札書と併せて積算内訳書を提出しなければならない。

(事後審査方式における落札候補者の決定)

第13条 事後審査方式による入札にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を、八戸市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年4月1日実施）第4に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を定めている場合にあつては同要綱第7の2に規定する数値的判断基準による判定により失格となった者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第14条 落札候補者は、入札終了後、八戸市簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（別記第6号様式）及び第6条第1項各号に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）を当該公告に定める提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。
- 3 落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

（事後審査方式における入札参加資格の確認）

第15条 市長は、前条第1項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、落札決定（落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、八戸市低入札価格調査制度実施要綱第7の2に規定する低入札価格調査対象者）とし、入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の確認は行わないものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（入札参加資格がないと認められた者に対する通知等）

第16条 市長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者に対して、八戸市簡易型一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の無効)

第17条 確認申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき、その他簡易型一般競争入札への参加が著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(その他)

第18条 簡易型一般競争入札の試行に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附

この要領は、平成14年7月1日から実施する。

附

この要領は、平成15年6月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年5月21日から実施する。
- 2 改正後の第4条第1項第4号及び第6条第1号の規定並びに別記第1号様式は、入札参加資格の確認の申請をする日の直前に受けた建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査を申請した日(以下「直前の経営事項審査申請日」という。)が平成16年3月1日以後である者が行う入札参加資格の確認の申請について適用し、直前の経営事項審査申請日が同日前である者が行う入札参加資格の確認の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

八戸市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

住 所
申請者 商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第 号

工 事 名 _____

(添付書類)

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書

担当者連絡先

氏 名 _____

電 話 _____

F A X _____

配置予定技術者調書

商号又は名称 _____

技術者名（生年月日）		
法令による資格・免許 （取得年月日及び登録番号）		
工 事 経 歴	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事職務名	
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事概要		

注1 工事経歴の欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。

施 工 実 績 調 書

商号又は名称 _____

工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請負代金額	円（消費税及び地方消費税の額を含む） 共同企業体の場合、出資比率で分した額 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 形 態	単 体 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

注1 施工実績は1件あれば可とします。

注2 記載した施工実績が確認できるように、次のいずれかの書類を添付してください。
ただし、施工実績が八戸市から元請として請け負った工事である場合には、添付を省略することができます。

発注者が施工実績を証明する書類又はその写し

CORINS（工事実績情報サービス）の竣工時工事カルテの写し

工事請負契約書の写しのほか、設計図書の写し等施工実績を確認することができる書類

八戸市簡易型一般競争入札(事後審査方式)参加申請書

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

住 所
申請者 商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けて入札公告のありました下記工事に係る入札に参加したいので、申請書を提出
します。

記

工事番号 第 号

工 事 名 _____

担当者連絡先

氏 名

電 話

F A X

八戸市簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

住 所
申請者 商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

（添付書類）

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書

担当者連絡先

氏 名

電 話

F A X